

焼却施設整備事業の取り組み状況について

焼却施設整備事業につきましては、先月の臨時議会におきまして国庫補助金の増額に伴う補正予算案が可決されましたことから、補助金交付申請の手続きを行ない、整備工事の早期発注に向けた準備を進めているところであります。

今年度の主な事業内容としましては、整備工事（4箇年工事）の発注と受注業者による実施設計の完遂、施工管理委託業務の発注、施設設置届け及び建築確認申請などの法的手続きなどを予定しており、本年9月の第3回定例会におきまして、本整備工事の契約に関する契約案を上程する予定であります。

また、平成26年8月から本年3月まで実施しておりました生活環境影響調査につきましては、大気質、騒音、振動、悪臭の各項目に対する現況調査及び環境への影響について予測・分析した結果を評価し取りまとめ、周辺町内会などにおいて説明会を開催するとともに、今後は、本年7月を目途に調査結果の縦覧を行なう予定であります。

なお、環境影響調査結果に対する評価につきましては別添資料のとおりとなっておりますが、焼却施設の建設及び稼働後の運転管理において適切な環境保全対策を施すことにより、環境保全目標を確実に達成し、生活環境への影響が最小限となるよう施設整備を進めてまいります。

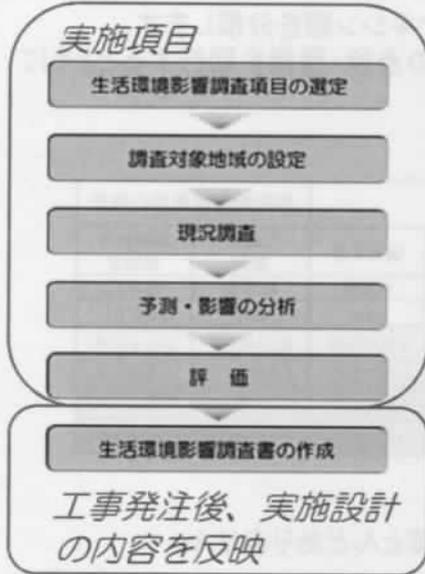
今後も、平成32年度の施設稼働に向け焼却施設整備事業の適切な業務遂行に努めてまいります。



環境影響調査の評価について

【調査概要】

●調査の流れと進捗



●調査項目と調査位置

| 生活環境影響調査項目 | | |
|------------|---|------------------|
| 区分 | 影響の要因 | 調査場所 |
| 大気質 | 施設の稼働 (煙突排ガスの排出) 廃棄物運搬車両の走行 | 施設予定地 西3線 |
| 騒音 | 施設の稼働 (破碎設備や送風機からの騒音等) 廃棄物運搬車両の走行 | 建設予定地 西3線・川沿線 |
| 振動 | 施設の稼働 (破碎設備や送風機からの振動等) 廃棄物運搬車両の走行 | 建設予定地 西3線・川沿線 |
| 悪臭 | 施設の稼働 (ごみピットからの臭気の漏洩等) (煙突排ガスの排出) | 建設予定地 |

環境影響調査の評価について



【調査地点位置図】



- 凡例
- 事業予定地
 - ☆ 地上気象・上層気象・環境大気質調査地点
 - ★ 道路大気質調査地点
 - 環境騒音・振動調査地点
 - 道路交通騒音・道路交通振動調査地点
 - 悪臭調査地点



環境影響調査の評価について

【大気質の環境保全対策】

- ・燃焼用空気量や燃焼温度の管理により、ダイオキシン類などの発生を抑制
- ・集じん器(バグフィルタ)により、排ガス中のばいじん、ダイオキシン類や重金属類等を捕集・除去します。
- ・触媒反応塔により、排ガス中の窒素酸化物及びダイオキシン類を分解します。
- ・ごみ収集車両の通行台数を平準化し、ごみ収集車両の点検・整備を励行するとともに高負荷運転を避けるようにします。

【大気質の現況と予測】

| 影響の要因 | 煙突排ガスの排出 | | | | | 廃棄物運搬車両の走行 | |
|----------|----------|----------|-------------------|-----------------------|----------|------------|-------------------|
| | 二酸化硫黄 | 二酸化窒素 | 浮遊粒子状物質 | ダイオキシン類 | 塩化水素 | 二酸化窒素 | 浮遊粒子状物質 |
| | 年平均 | 年平均 | 年平均 | 年平均 | 1時間 | 年平均 | 年平均 |
| 条件 | 年平均 | 年平均 | 年平均 | 年平均 | 1時間 | 年平均 | 年平均 |
| 単位 | ppm | ppm | mg/m ³ | pg-TEQ/m ³ | ppm | ppm | mg/m ³ |
| 現在の状態 | 0.001000 | 0.005000 | 0.013000 | 0.012000 | 0.002000 | 0.006000 | 0.012000 |
| +施設の影響 | 0.000151 | 0.000302 | 0.000030 | 0.000302 | 0.003590 | 0.000021 | 0.000014 |
| 施設稼働後の予測 | 0.001151 | 0.005302 | 0.013030 | 0.012302 | 0.005590 | 0.006021 | 0.012014 |
| 環境保全目標 | 0.015000 | 0.028000 | 0.037000 | 0.600000 | 0.020000 | 0.028000 | 0.037000 |

【評価】

環境保全目標を達成しており、生活環境への影響はほとんどありません。

環境影響調査の評価について



【騒音の環境保全対策】

- ・原則として計量機を除く全設備を建物内に設置し、騒音を発生する機械設備周辺に区画壁を設置し、遮音効果のある壁面材料を使用する等の防音措置を行います。
- ・ごみ収集車両の通行台数を平準化し、ごみ収集車両の点検・整備を励行するとともに高負荷運転を避けるようにします。

【騒音の現況と予測】

| 影響の要因 | 施設の稼働 | | | | | | 廃棄物運搬車両の走行 | | | |
|----------|--------------|----|----|----|------------------|----|------------|----|-------|----|
| | 敷地境界 (漁川) | | | | 一般環境 (直近民有地界) | | 市道西3線 | | 市道川沿線 | |
| | 朝 | 昼間 | 夕 | 夜間 | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 |
| 条件 | 朝 | 昼間 | 夕 | 夜間 | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 |
| 単位 | dB | dB | dB | dB | dB | dB | dB | dB | dB | dB |
| 現在の状態 | 47 | 46 | 47 | 45 | 44 | 43 | 54 | 45 | 59 | 49 |
| +施設の影響 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 4 | 0 | 2 | 0 |
| 施設稼働後の予測 | 48 | 47 | 48 | 46 | 44 | 43 | 58 | 45 | 61 | 49 |
| 環境保全目標 | 65 | 70 | 65 | 60 | 60 | 50 | 65 | 60 | 65 | 60 |

※40dB(深夜の市内・図書館)、60dB(会話・チャイム・走行自動車の中)

【評価】

環境保全目標を達成しており、生活環境への影響はほとんどありません。



環境影響調査の評価について

【振動の環境保全対策】

- ・原則として計量機を除く全設備を建物内に設置し、振動を発生する機械設備については防振架台等の防振装置を設置し防振対策を行います。
- ・ごみ収集車両の通行台数を平準化し、ごみ収集車両の点検・整備を励行するとともに高負荷運転を避けるようにします。

【振動の現況と予測】

| 影響の要因 | 施設の稼働 | | | | 廃棄物運搬車両の走行 | | | |
|----------|--------------|----|------------------|----|------------|----|-------|----|
| | 敷地境界 (漁川) | | 一般環境 (直近民有地界) | | 市道西3線 | | 市道川沿線 | |
| 項目 | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 |
| 条件 | 単位 | | | | | | | |
| 単位 | dB | dB | dB | dB | dB | dB | dB | dB |
| 現在の状態 | 26 | 25 | 26 | 25 | 27 | 38 | 32 | 26 |
| +施設の影響 | 10 | 10 | 1 | 1 | 2 | 0 | 4 | 0 |
| 施設稼働後の予測 | 36 | 35 | 27 | 26 | 29 | 38 | 36 | 26 |
| 環境保全目標 | 65 | 60 | 65 | 60 | 65 | 60 | 65 | 60 |

※0～55dB(人体に感じないで地震計に記録される程度)

【評価】

環境保全目標を達成しており、生活環境への影響はほとんどありません。



環境影響調査の評価について

【悪臭の環境保全対策】

- ・焼却炉で臭気成分を燃焼分解させることにより、煙突からの臭気拡散を防止します。
- ・ごみピット区画は外気と遮断できるような気密性の高い建築構造とします。
- ・プラットホームへの進入扉とごみピットの投入扉を設置する事で二重扉構造とし、ごみピット内と外気の間には遮断性を確保します。
- ・ごみピット及びプラットホームの空気は、焼却炉及び脱臭装置へ吸引し、建物内を負圧として臭気の漏洩を防ぎます。
- ・プラットホームの出入口にエアカーテンを設置するとともに、自動開閉式の扉を設置します。

【悪臭の現況と予測】

事業予定地周辺における特定悪臭物質濃度及び臭気指数の現況調査結果は、定量下限値以下あり、煙突からの排ガス及び施設からの臭気ともに環境保全目標以下となります。

【評価】

環境保全目標を達成しており、生活環境への影響はほとんどありません。

恵浄殿及び恵庭墓園の取組みについて

1. 恵浄殿修繕計画の実施

- 待合室1・2のバリアフリー化の実施等

※参考資料1

2. 未建立墓所調査の実施

- 第1～第3墓園未建立墓所調査の実施

(未建立墓所数)

| 第1墓園(S43～S57) | 第2墓園(S58～H15) | 第3墓園(H15～) | 合計 |
|---------------|---------------|------------|-----|
| 118 | 171 | 180 | 469 |

※第4墓園の整備に伴い、墓所未建立者に対する建立意思確認及び墓所返還督促
※H28.3末現在

3. 恵庭第4墓園について

- 第4墓園第1工区実施設計の実施
- 緑地有効利用の検討(北エリア)

※平成30年供用に向けた第4墓園予備設計に基づく実施設計

※参考資料2

4. 恵浄殿・恵庭墓園に係る指定管理者のあり方の検討

- 高齢化社会の到来により、今後増加する火葬件数に対応した人員体制等の検討
- 恵庭墓園の面積拡張に伴う墓園管理業務・体制の検討
- 恵浄殿及び恵庭墓園の管理方式の検討
- 次期指定管理者の選定
- 平成28年 第4回定例会に提案予定

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について

1. 計画策定経過

| 日時 | 議会及び付属機関等 | 内容 |
|-------------|------------|----------------------------------|
| H27. 7. 1 | 新エネ・省エネ懇談会 | ・計画の位置づけ ・調査研究事項 ・策定スケジュール |
| H28. 7. 17 | 環境審議会 | |
| H27. 8. 31 | 厚生消防常任委員会 | |
| H28. 10. 22 | 新エネ・省エネ懇談会 | ・現況推計手法の検討 |
| H28. 12. 21 | 環境審議会 | |
| H28. 2. 18 | 厚生消防常任委員会 | ・現況推計結果及び取組項目概要の報告 |
| H28. 2. 23 | 新エネ・省エネ懇談会 | |
| H28. 2. 23 | 環境審議会 | |
| H28. 3. 16 | 厚生消防常任委員会 | ・計画素案の報告 |
| H28. 3. 29 | 新エネ・省エネ懇談会 | |
| H28. 3. 29 | 環境審議会 | |
| H28. 3. 25 | パブリックコメント | |

2. パブリックコメントの結果

●3月25～4月28日

※意見なし

3. 策定スケジュール

●庁内協議を経て策定（6月）

4. 参考資料 1

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）概要版

参考資料 1



恵庭市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) [案]

概要版



(市の鳥) カワセミ

平成 28 年 4 月

 恵 庭 市



(市の木) イチイ【オンコ】

恵庭市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) 概要版の目次

| | | |
|-----|---------------------|----|
| 第1章 | 計画の基本的事項 | 1 |
| 第2章 | 温室効果ガス排出量の現況推計と要因分析 | 3 |
| 第3章 | 温室効果ガス排出量の将来推計と削減目標 | 4 |
| 第4章 | 地球温暖化防止のための取組 | 5 |
| 第5章 | 重点施策 | 8 |
| 第6章 | 計画の推進 | 11 |

第1章 計画の基本的事項

1.1 計画策定の背景

2015年12月のCOP21で地球温暖化対策の新枠組み「パリ協定」が採択され、日本は温室効果ガスを2030年までに2013年比26%削減という目標で合意を得られました。26%削減の達成に向け、2030年に全ての電力供給のうち44%以上を再生可能エネルギーや原発など、温室効果ガスをほとんど出さない電源でまかなう方針としています。家庭や企業、産業界など国全体で取り組む計画を作成することになります。

恵庭市では、2000年度に、より良い地域環境を確保するための取組を計画的に行っていくために恵庭市環境基本計画を策定しました。併せてエネルギーマネジメントシステム、地球温暖化防止実行計画を策定し、省エネ、省資源対策に取り組んできました。

2014年には、恵庭市全体として、市民や事業者、行政が一体となって新エネルギー・省エネルギーの導入促進に向けたまちづくりを進めるための具体的な事業を示した実施計画として「スマートE-ガーデンえにわプラン」（2014年7月）を策定しました。

本計画は、地球温暖化対策推進法に基づくものであり、恵庭市全体での温室効果ガス削減に向け、市民、事業者が行う活動を支援するための計画として平成27年度から策定に着手しました。

本計画を策定することにより、恵庭市役所のほか、市民、事業者、産業部門においても現況把握することになり、新エネ化、省エネ化への施策の検証を行うことで市全体の省エネ、省エネ化に寄与できることとなります。

1.2 計画策定の意義

IPCC などによって、地球温暖化は、「将来における危機」ではなく、「現在の危機」であるとされていることから、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（通称：地球温暖化対策推進法または温対法）などの関連する法令を遵守し、国や道との連携により、温室効果ガスの排出量が低減された低炭素社会を目指し取り組んでいく必要があります。



図 1.1-1 COP21 における各国の削減目標

このような社会・経済の動向に対応し、「第5期恵庭市総合計画」（2015年12月）のコンセプトである「花・水・緑 人がつながり 夢ふくらむまち えにわ」の実現のために、「第2次環境基本計画」（2012年4月）等と整合を図りながら、市民、事業者との協働により地球温暖化の防止を推進することを目的として「恵庭市地球温暖化対策実行計画」を策定するものです。

1.3 計画の位置付け

本計画は、第5期恵庭市総合計画及び第2次恵庭市環境基本計画の基本的な方向性に沿って策定し、関連する計画等との整合を図りながら、温室効果ガス排出量の削減のための施策等を検討し、恵庭市における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進していく役割を担います。

1.4 計画の対象

恵庭市の市民、事業者、市の活動に伴う温室効果ガスを排出に関連する恵庭市全域を対象とする地域とします。

また、対象とする温室効果ガスは、エネルギー起源の二酸化炭素（CO₂）、廃棄物分野からの二酸化炭素、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）を計画の対象とします。

1.5 計画の期間

本計画の期間は、2016年度（平成28年度）から2020年度（平成32年度）までの5年間とし、目標の達成状況を検証し、5年後に見直しを行うものとします。

進行管理上の基準年を2013年とし、COP19において国が目標年とした2020年を目標年と位置付け、削減目標を設定します。

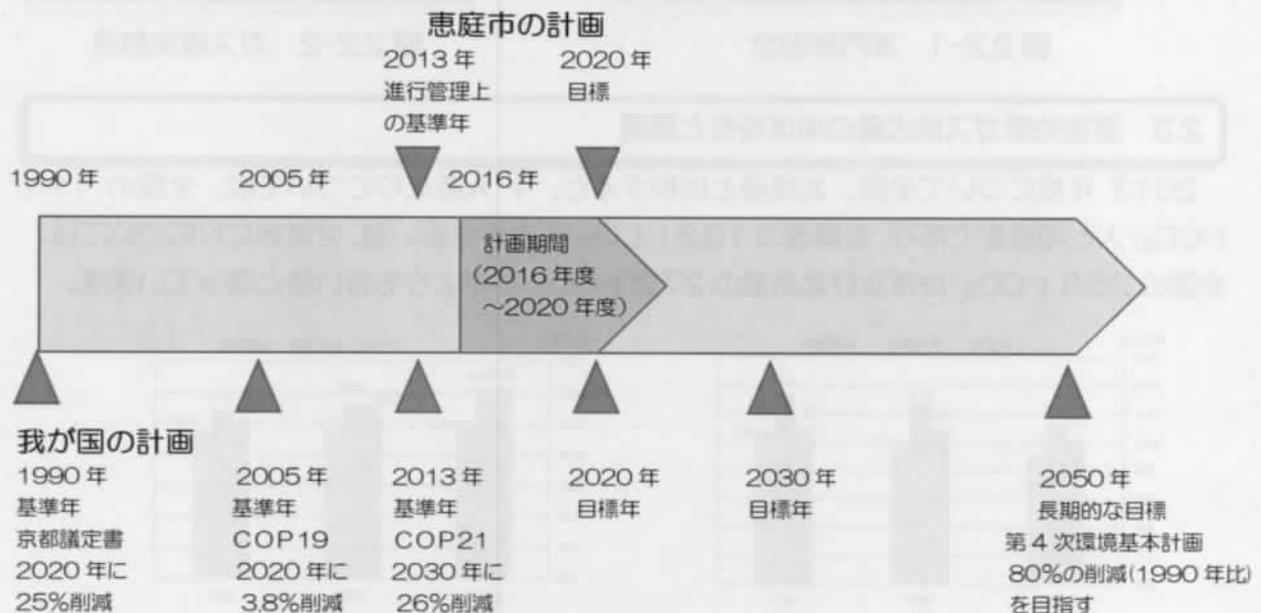


図 1.5-1 本計画の計画期間と基準年等

第2章 温室効果ガス排出量の現況推計と要因分析

2.1 温室効果ガス排出量の現況推計結果

温室効果ガスは、2010年度まで減少傾向にありましたが、2011年度から増加傾向に転じています。増加の要因は、産業部門の製造業及び民生部門での温室効果ガス排出量が増加したことです。それらについてはエネルギー消費量の増加がほとんどないのですが、2011年度から電力排出係数が増加していることによります。また、2013年度には主に産業部門の排出量が減少したことにより総排出量が減少しています。

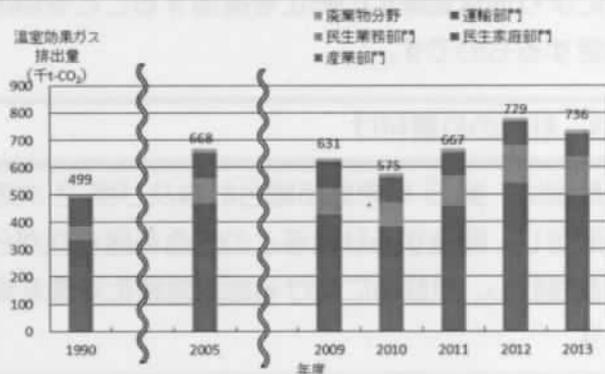


図 2.1-1 恵庭市の現況推計結果

2.2 温室効果ガスの要因分析

恵庭市の2013年度の温室効果ガス排出量について、部門別にみると産業部門が44.6%を占めており、ガス種別にみると二酸化炭素が排出量全体の98.2%を占めています。

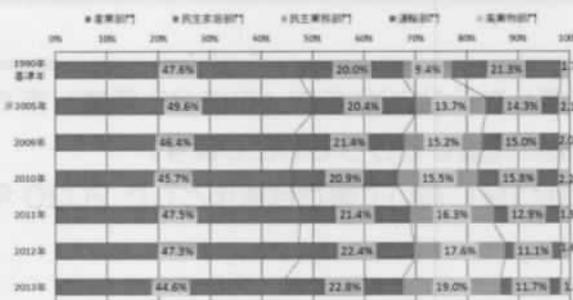


図 2.2-1 部門別割合

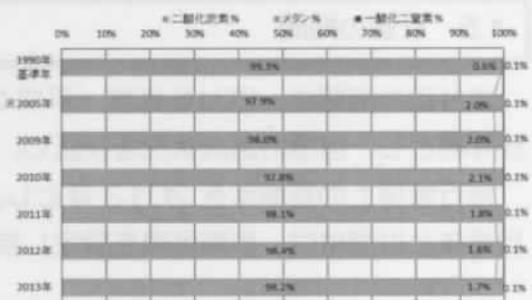
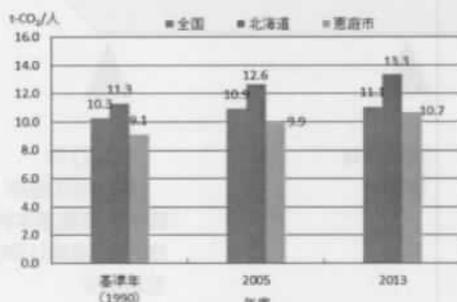


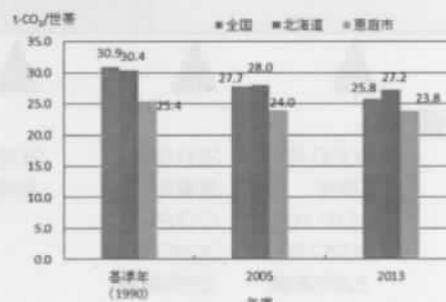
図 2.2-2 ガス種別割合

2.3 温室効果ガス排出量の地域特性と課題

2013年度について全国、北海道と比較すると、1人あたりについては、全国の11.1 t-CO₂/人と同程度であり、北海道の13.3 t-CO₂/人よりも低い値、世帯あたりについては、全国の25.8 t-CO₂/世帯及び北海道の27.2 t-CO₂/世帯よりも低い値となっています。



1人あたりの温室効果ガス排出量



世帯あたりの温室効果ガス排出量

図 2.3-1 1人あたり及び世帯あたりの温室効果ガス排出量の比較

第3章 温室効果ガス排出量の将来推計と削減目標

3.1 温室効果ガス排出量の将来推計

恵庭市の温室効果ガス排出量について、今後、対策を講じないで推移した場合（BAU ケース）※1を想定し、本計画の目標年度である2020年度の将来推計を行いました。

恵庭市の温室効果ガス排出量は、2020年度には850千t-CO₂になり、データの最新年度である2013年度の736千t-CO₂に比較し、15.5%の増加が予測されます。

恵庭市の温室効果ガス排出量は、対策を講じない場合には増加傾向で推移

していくと考えられ、地球温暖化対策を推進し、「低炭素社会」の実現に向けて取組を実践していく必要があります。

※1) BAUとは「Business as usual」の略で「現状のまま」や「現状趨勢」という意味で、地球温暖化やビジネス戦略の分野でよく使用されます。

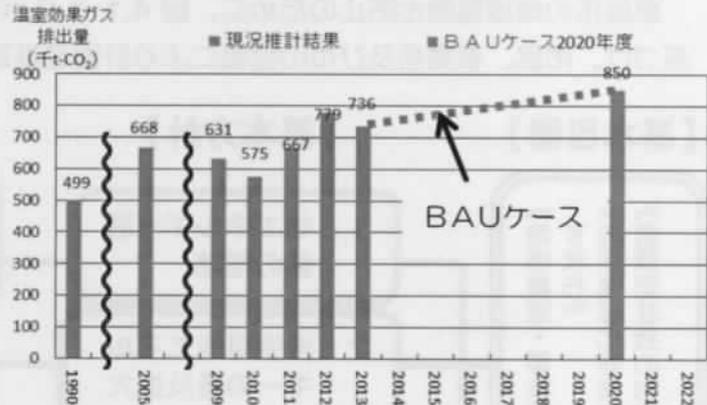


図 3.1-1 恵庭市の温室効果ガス排出量の将来推計 (BAUケース)

3.2 削減目標

恵庭市の温室効果ガス排出量は、前項でのBAUケースの将来推計によると、2020年度には2013年度に比較し15.5%の増加が予測されることから、削減目標を設定し対策や施策を講じる計画を策定する必要があります。

削減目標は2013年度の736千t-CO₂から年1%削減（7年間で7%削減）し、目標年度の2020年度に7%削減と設定します。

○恵庭市の削減目標

- ・目標年度：2020年度
- ・2013年度比7%削減

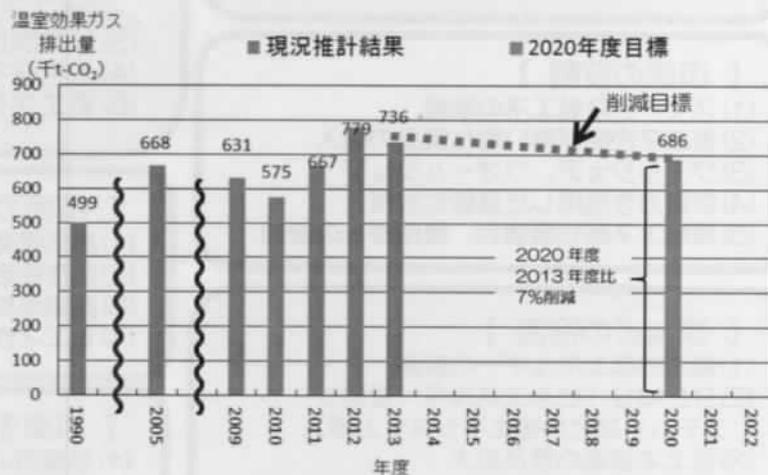


図 3.2-1 恵庭市の温室効果ガス排出量の削減目標

第4章 地球温暖化防止のための取組

4.1 施策の体系

恵庭市の地球温暖化防止のために、図 4.1-1 に示すように、基本方針及び取組方針を体系づけ、市民、事業者及び市の協働により計画を推進します。

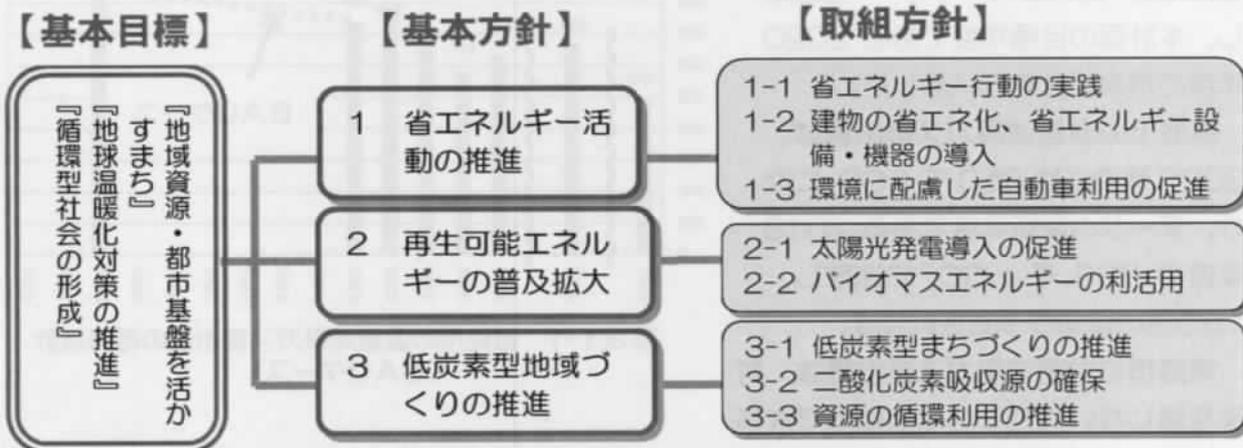


図 4.1-1 恵庭市の地球温暖化防止の取組のための施策の体系

4.2 省エネルギー活動の推進

4.2.1 省エネルギー行動の実践

【 恵庭市の役割 】

- (1) 情報提供による省エネ意識の熟成
 - ① 環境エネ展、講演会等の開催などを通じ、省エネの取組等を市民、事業者へ情報発信
 - ② 省エネ機器の貸し出し制度や省エネ行動へのキャンペーンの実施
- (2) 市民、事業者との情報交換
- (3) 職員の省エネ行動の実践

【 市民の役割 】

- (1) スマートな省エネの取組
- (2) 省エネ性能が高い電化製品の購入
- (3) クールシェア、ウォームシェア
- (4) 新電力を活用した温暖化対策
- (5) 環境エネ展や講演会、講座等への参加

【 事業者の役割 】

- (1) 継続的なエネルギーの削減
- (2) BEMS（ビルエネルギー管理システム）などの省エネシステム導入
- (3) 省エネ技術の普及拡大
- (4) 省エネ技術の開発、普及
- (5) 環境エネ展や懇談会への出展

4.2.2 建物の省エネ化、省エネルギー設備・機器の導入

【 恵庭市の役割 】

- (1) 民間住宅施策の推進
 - ① 高気密高断熱住宅、ZEH 普及啓発
 - ② 高気密高断熱住宅等の支援検討
 - ③ 省エネ型住宅の相談窓口の検討
- (2) 省エネ設備・機器導入の推進
 - ① 省エネ技術の導入、成果の発信
 - ② 省エネ機器の導入支援
- (3) 公共施設マネジメントとの整合
- (4) 公営住宅の適切な維持管理
- (5) 省エネ型農業設備の調査、研究

【 市民の役割 】

- (1) 高気密高断熱住宅の建築
- (2) 既存住宅の断熱性向上
- (3) 高効率給湯暖房設備の導入
- (4) 省エネ性能が高い機器の導入

【 事業者の役割 】

- (1) 事業所の断熱性能向上
- (2) 高気密、高断熱性能の情報提供
- (3) 省エネ型機器・設備の導入

4.2.3 環境に配慮した自動車利用の促進

【 恵庭市の役割 】

- (1) 次世代自動車・低燃費車の普及拡大
 - ① 公用車の次世代自動車の導入検討
 - ② 次世代自動車の調査研究、情報提供
 - ③ 次世代自動車の普及の推進
 - ④ 電気自動車用急速充電設備の運用
- (2) エコドライブの推進
 - ① 公用車のエコドライブの励行
 - ② エコドライブの普及促進
- (3) 公共交通機関の利用促進
 - ① 公用自転車の積極利用
 - ② 自転車等の施設整備の推進
 - ③ パークアンドライドの推進
 - ④ コミュニティバス等の運行
 - ⑤ 市営駐車場の整備運営及び利用拡大

【 市民の役割 】

- (1) 自動車のエコドライブの励行
- (2) 公共交通機関等の利用推進
- (3) 次世代自動車の利用推進

【 事業者の役割 】

- (1) 次世代自動車の導入の検討
- (2) 自動車のエコドライブの励行
- (3) 公共交通機関等の利用推進



4.3 再生可能エネルギーの普及拡大

4.3.1 太陽光発電導入の促進

【 恵庭市の役割 】

- (1) 公共建築物への太陽光発電設備の導入検討
- (2) 太陽光発電の導入推進
- (3) 太陽光発電等再生可能エネルギーの情報収集
- (4) メガソーラー発電施設の見学による教育の促進

【 市民の役割 】

- (1) 太陽光発電の導入検討
- (2) 太陽光発電等再生可能エネルギーの情報収集

【 事業者の役割 】

- (1) 太陽光発電の導入検討
- (2) 地域特性を踏まえた技術の開発
- (3) 太陽光発電に関する情報提供

4.3.2 バイオマスエネルギーの利活用

【 恵庭市の役割 】

- (1) 剪定枝のチップ化
- (2) ペレットストーブの導入促進
- (3) 廃食油のBDF化の推進
- (4) 生ごみ資源化処理施設の生ごみ受入れ
- (5) 公共建築物へのペレットストーブ、ペレットボイラー等の導入の検討

【 市民の役割 】

- (1) 生ごみの分別への協力
- (2) 廃食油のBDF化の回収協力
- (3) ペレットストーブの利活用等

【 事業者の役割 】

- (1) 事業系生ごみの分別協力
- (2) 農業残渣の活用の検討
- (3) 環境エネルギー展での情報発信
- (4) バイオマスを利用した省エネ機器、設備の導入



平成 25 年度第 2 回エネルギー対策協議会（現地視察会）
 現地視察場所：ITK ソーラー北海道株式会社恵庭発電所
 （メガソーラー）

4.4 低炭素型地域づくりの推進

4.4.1 低炭素型まちづくりの推進

【 恵庭市の役割 】
(1)コンパクトなまちづくりによる省エネ化
(2)環境配慮型住宅の推進
(3)民間住宅取組の推進
(4)地産地消の推進
(5)J-クレジット制度等に関する各種政策の調査・研究

【 市民の役割 】
(1) 公共交通機関等の利用推進
(2) 地産地消の推進

【 事業者の役割 】
(1)環境配慮型住宅の推進協力
(2)水素スタンド等先進的技術の恵庭市への導入検討
(3)地産地消の推進

4.4.2 二酸化炭素吸収源の確保

【 恵庭市の役割 】
(1)森林の保全と情報提供
(2)公園緑地等の整備及び樹木・樹林の保全
(3)植樹祭の実施

【 市民の役割 】
(1) 緑化活動への参加、協力

【 事業者の役割 】
(1) 緑化活動の指導、協力、参加



4.4.3 資源の循環利用の推進

(1) 3R(発生抑制・再使用・再生利用)の取組

【 恵庭市の役割 】
①普及啓発機会の創出
②マイバッグ運動の実施
③率先した排出量抑制
④リサイクル品目の拡大
⑤生ごみ資源化処理施設の生ごみ受け入れ
⑥集団資源回収への支援

【 市民の役割 】
①集団資源回収への参加
②ごみ分別収集、排出量抑制への協力
③普及啓発機会への参加

【 事業者の役割 】
①資源物の回収
②簡易包装やレジ袋削減
③事業系ごみの分別収集、排出量抑制への協力

(2)ごみ焼却施設における廃熱利用の検討

【 恵庭市の役割 】
①ごみ焼却施設の整備・廃熱利用の検討
②焼却廃熱の熱利用形態の検討
③適切な運営管理

【 市民及び事業者の役割 】
①施設での見学会等への参加



第5章 重点施策

5.1 重点施策の選定

恵庭市が実施する第4章の取組方針のうち、先導的、重点的に取り組むものを重点施策として次の3つを選定しました。

【選定した重点施策】

1. 省エネルギー行動の実践
2. 省エネルギー型の建物・設備・機器の導入
3. 資源の循環利用の推進

5.2 重点施策の詳細

5.2.1 省エネルギー行動の実践

(1) 環境エネルギー展等を通じた情報発信

取組方針

環境エネルギー展等の取組を継続開催し、その内容の充実を図り、省エネルギー行動等についての情報を発信します。

① 環境エネルギー展

環境負荷の少ない生活スタイル転換への動機付けとなるように開催しています。

② 出前講座

学習機会の提供を目的として、希望に応じて出前講座を実施します。

③ 講演会

市が環境エネ展時などの講演会に専門知識を有する講師を招いて、より深い知識の習得を行います。

取組の効果

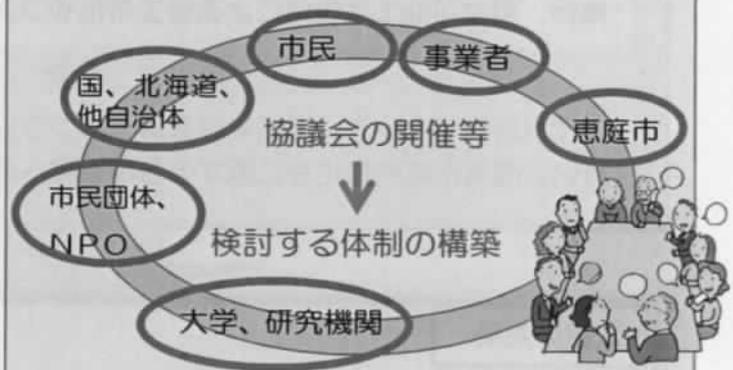
エネルギー行動等についての情報を発信することにより、日常における地球温暖化防止の行動の促進を図ります。

(2) 市民、事業者及び市の協働による協議会の開催等

取組方針

市民、事業者及び市が協働して協議会を開催し、コミュニケーションの機会を創出、連携し、支援のあり方、方法等について検討する体制を構築し、省エネルギー行動を促進します。

- ① 新エネ・省エネ懇談会の継続開催
- ② コミュニケーションの機会の創出
- ③ 関連団体との連携



取組の効果

協議会の開催等で、支援のあり方、方法等について検討する体制を構築することにより、省エネルギー行動の促進を図ります。

5.2.2 省エネルギー型の建物・設備・機器の導入

(1) 省エネルギー型の設備・機器に関する情報交流、導入促進

取組方針

国や道、金融機関、商工団体などとの連携を深めながら、コミュニケーションの機会を創出し、市民や事業者における省エネルギー型の設備・機器の導入を促進します。

① 事業者との協力関係の構築

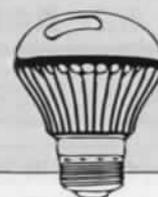
情報収集、情報交流のあり方等について、事業者とともに検討する体制を構築します。関連団体での活動とも連携しながら、事業者との協力関係を構築します。

② 効果の高い省エネ技術導入の促進

恵庭市の特性や事業者の使用実態に合わせて効果的な省エネ技術について、公的な助成制度などを積極的に活用しながら普及を図ります。省エネ診断等を積極的に活用し、優遇策を検討し、省エネに自然に取り組むような仕組みを検討します。

③ 公共建築物の率先した省エネ技術の導入

恵庭市公共建築物等新エネ・省エネ指針に基づき新築、改修時等における公共建築物、設備の新エネ化、省エネ化について検討します。



取組の効果

省エネルギー化の推進により、産業部門及び民生（業務・家庭）部門からの二酸化炭素排出量の削減が図られ、エネルギーコストの削減にもつながります。

(2) 建物の高気密高断熱化の普及啓発、導入支援

取組方針

国、道、関連団体、建設事業者などから提供される情報の収集・分析、恵庭市の率先導入に基づく効果を検証し、建物の高気密高断熱化、省エネ設備・機器、再生可能エネ設備による省エネ化やコスト削減効果等について整理します。

環境啓発イベント、環境学習教材、パンフレット配布などを通じて、情報提供を行い、高気密高断熱化等に関する各種相談への支援体制の充実を図ります。

取組の効果

建物の高気密高断熱化に関する情報提供及び支援体制の充実により、建物の高気密高断熱化、省エネルギー設備・機器、再生可能エネルギー設備の導入促進を図ります。



出典：

「エコまち法に基づく低炭素建築物の認定制度の概要」（国土交通省住宅局住宅生産課監修） エコまち法：「都市の低炭素化の促進に関する法律」（平成24年12月施行）

5.2.3 資源の循環利用の推進

(1) 3R（発生抑制・再使用・再生利用）の取組

取組方針

各主体の役割分担を明確にした上で、自主的かつ積極的に相互に連携・協働して3Rの推進及び適正処理の取組を進めていくことが必要です。

市は市民と事業者とのコーディネーターとして、廃棄物等処理責任者として、自ら事業者として、さまざまな取組により各主体と相互に連携・協働を図りながら、ごみ減量・資源化・適正処理を進め、循環型社会の形成に努めます。

〔発生抑制についての取組〕

- ① 情報提供・意識啓発・環境教育の推進
- ② 生ごみ堆肥化、食材の適量購入の推進
- ③ 事業系一般廃棄物等の処分料の見直し
- ④ マイバック運動の推進
- ⑤ エコ商店の利用推進

〔再使用・再生利用についての取組〕

- ① 生ごみ資源化の推進
- ② 再生品・再生利用品の利用推進
- ③ リサイクル品目の拡大
- ④ 集団資源回収の拡大・強化
- ⑤ 事業系一般廃棄物等の分別資源化
- ⑥ リサイクル取組団体への支援

- ・自主的かつ積極的に相互に連携・協働して3Rの推進及び適正処理
- ・ごみ減量・資源化・適正処理の意識改革、行動改革



市民、事業者、市の3者が意識改革

取組の効果

市民・事業者・市の3者が自主的かつ積極的に廃棄物等処理の優先順位の基本である3R（発生抑制・再使用・再生利用）に協働して取り組むとともに、各主体が意識改革し、環境負荷の少ない廃棄物等処理体制の構築を図ります。

(2) ごみ焼却施設における廃熱利用の検討

取組方針

恵庭市では、ごみの焼却施設を整備し、平成32年4月に施設稼働の予定です。

焼却施設から発生した廃熱は、焼却施設、下水終末処理場及び生ごみ・し尿処理場の施設内で有効利用することを基本とし、基本設計及び実施設計でボイラの機能を設定した上で、全体の余熱利用を決定することとします。



取組の効果

焼却施設から発生した余熱を焼却施設、下水終末処理場及び生ごみ・し尿処理場の施設内で有効利用することで、市域からの温室効果ガス排出量を削減します。

第6章 計画の推進

6.1 推進体制

恵庭市地球温暖化対策実行計画を円滑かつ効率的に推進していくために、恵庭市環境基本計画と同様に全庁的な推進体制を整備するとともに、市民や事業者の積極的かつ自主的な環境配慮行動といった各主体の協働により、市民、事業者、市が一体となって低炭素社会の実現に向けて計画を推進していきます。

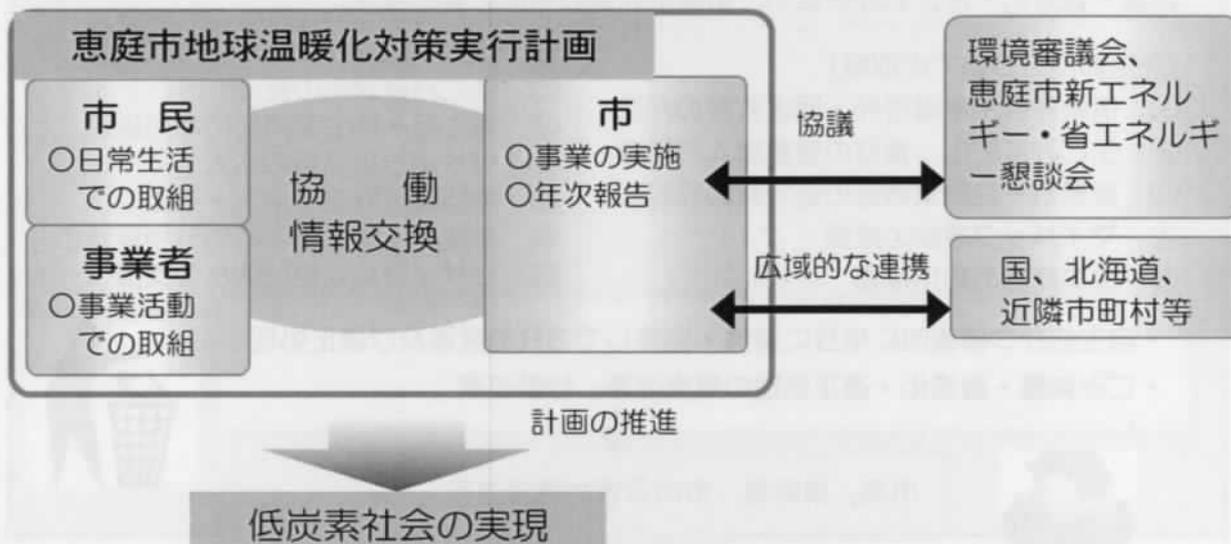


図 6.1-1 恵庭市地球温暖化対策実行計画の推進体制

6.2 進行管理

PDCA サイクルの形成、運用により進行管理を行います。毎年度の温暖化対策事業の実施と施策の評価を行い、これを次年度の施策立案、予算策定に反映する“短期のフィードバック”を形成させます。また、数年単位の温室効果ガス排出量、変化要因分析結果を蓄積し、現行計画の進捗をレビューし、取組を見直す“長期のフィードバック”を形成させます。

本計画で定められた取組事項については、計画の策定・改定（Plan）→取組・事業への取組（Do）→点検・評価、結果の公表（Check）→取組の見直し（Act）を繰り返すPDCAサイクルによる継続的な改善を図り、効果的な進行管理を行っていきます。

恵庭市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）概要版

平成 28 年 4 月発行

発行・編集 北海道恵庭市生活環境部環境課

〒061-1498 北海道恵庭市京町 1 番地

電話 0123-33-3131（代表） FAX0123-33-3137

ホームページ <http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/>

メールアドレス kankyou@city.eniwa.hokkaido.jp

■エコバスに係るバスロケーションサービスの導入について

エコバス利用者がバスの位置情報などを入手することにより、利便性の向上を図るため、スマホやパソコンに専用アプリ等をダウンロードし、バスに搭載した端末機器のGPS機能を活用し、バスの位置情報や路線の検索ができるサービスを導入します。

本サービスを導入することにより、路線が分かりにくいという意見の解消、交通状況や天候により運行が遅延する場合において、屋外で長時間待つことがなくなる効果などが期待されます。

1.位置情報表示サービス

- 地図上でのバスの位置表示
- 遅延情報の表示
- 二つ前バス停通過お知らせ
- 時刻表表示

2.バス路線検索サービス

- 地図検索
- 目的地検索
- 乗り方案内
- 観光アプリと連携することにより観光客へのエコバス路線を利用した観光をアシスト

3.設置費用 233千円（システム導入費、システム保守費）

4.今後のスケジュール

- ・5月31日まで 試験運行
- ・6月 1日 本格実施

5.周知方法

広報えいわ6月号への掲載をはじめ、バスの中、停留場、公共施設等にサービス概要や設定要領等のポスターを掲示していきます。

6.バス時刻ディスプレイ

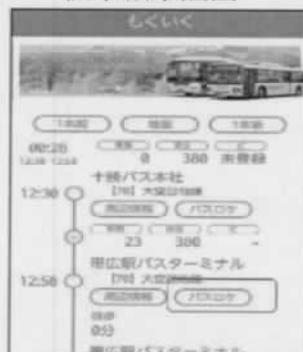
利用者の多いバス停（JR駅等）に専用ディスプレイを設置し、到着予定のバス位置、行先等を表示するサービスの今年度内導入を検討していきます。

（アプリ画面イメージ）

もくいくスマホアプリ



検索結果画面



赤線枠の「バスロケをタップ」

PINA起動

